

平成 1 6 年度 貸借 対照 表

(平成 17 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	9,919	保険契約準備金	123,968
現金	0	支払備金	2,027
預貯金	9,918	責任準備金	121,940
コールローン	3,038	契約者配当準備金	0
有価証券	128,884	代理店借	65
国債	80,190	再保険借	51
株式	0	その他負債	1,087
外国証券	13,968	未払法人税等	10
その他の証券	34,725	未払金	301
貸付金	856	未払費用	322
保険約款貸付	854	預り金	82
一般貸付	2	金融派生商品	316
不動産及び動産	546	仮受金	53
建物	242	価格変動準備金	220
動産	304	負債の部 合計	125,393
代理店貸	29	(資本の部)	
再保険貸	134	資本金	38,500
その他資産	2,764	資本剰余金	17,500
未収金	637	資本準備金	17,500
前払費用	193	利益剰余金	36,392
未収収益	105	当期未処理損失	36,392
預託金	374	(当期純損失)	(3,974)
金融派生商品	1	株式等評価差額金	1,126
その他の資産	1,451	資本の部 合計	20,733
貸倒引当金	47		
資産の部合計	146,127	負債及び資本の部合計	146,127

(重要な会計方針)

1. 有価証券(現金及び預貯金のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 不動産(平成10年4月1日以降に取得した建物を除く)及び動産の減価償却の方法は定率法により、平成10年4月1日以降に取得した建物の減価償却の方法は定額法により行っております。なお、動産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
4. 外貨建資産・負債は、3月末の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しておりますが、過去の一定期間における貸倒実績がない債権については、格付機関が公表しているデフォルト率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準を準用して、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
6. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
7. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日)に従い、外貨建投資信託に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約契約による時価ヘッジを行っております。なお、ヘッジの有効性の判定は、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
9. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。
 - (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式なお、責任準備金の積立方式は、従来、保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)、平準純保険料式又は5年チルメル式によっておりましたが、当期より上記の方法に変更しました。ただし、従来から継続的に責任準備金の積増を実施してきたため、この変更による責任準備金積立額及び損益に対する影響はありません。
10. その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

(貸借対照表の注記)

1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は、いずれもありません。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算として3 ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3 カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

2. 不動産及び動産の減価償却累計額は、558 百万円であります。
3. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は 5,379 百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
4. 支配株主に対する金銭債権は 0 百万円及び金銭債務は 7 百万円であります。
5. 保険業法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する純資産の額は、1,126 百万円であります。
6. 貸借対照表に計上した動産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機等があります。
7. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高	155 百万円
当期契約者配当金支払額	148 百万円
利息による増加等	- 円
契約者配当準備金戻入額	6 百万円
当期末現在高	0 百万円
8. 担保に供されている資産の額は、296 百万円であります。
9. 外貨建資産の額は、13,726 百万円であります（主な外貨額 123 百万米ドル及び 3 百万ユーロ）。このうち、ドル建資産については、為替予約により為替変動リスクをヘッジしております。
外貨建負債の額は、45 百万円であります（主な外貨額 0.2 百万米ドル・0.1 百万ユーロ・0.5 百万香港ドル）。
10. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第 140 条第 5 項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する期末における当社の今後の負担見積額は 37 百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
11. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する期末における当社の今後の負担見積額は 208 百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
12. 税効果会計に基づく繰延税金資産及び繰延税金負債につきましては、ビジネスプランにおける今後 5 年間の収支見通し及び税務上の繰越欠損金の額からみて、将来の税金負担額に影響を与えないと判断したため、計上しておりません。なお繰延税金資産として計上しなかった金額は 11,222 百万円（主な原因別内訳は税務上の繰越欠損金 10,619 百万円であります）、繰延税金負債として計上しなかった金額は 407 百万円であります。
13. 資本の欠損は、36,392 百万円であります。
14. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 79,178 百万円、時価は 79,911 百万円であります。
なお、責任準備金対応債券のリスク管理方針の概要は以下の通りであります。
責任準備金対応債券の区分については、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、個人保険のうち、医療保険、終身保険、養老保険、がん保険の小区分を設定しております。なお、養老保険区分は平成 17 年 3 月に新設いたしました。
それぞれの小区分における責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しています。当該責任準備金の額ならびにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価ならびにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分ならびに目標デュレーションの見直しを四半期毎に行っております。
15. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成 1 6 年度 損 益 計 算 書

〔 平成16年4月 1 日から
平成17年3月31日まで 〕

(単位 : 百万円)

	科 目	金 額
経 常 損 益 の 部	経常収益	23,425
	保険料等収入	20,349
	保険料	20,032
	再保険収入	317
	資産運用収益	3,063
	利息及び配当金等収入	2,495
	預貯金利息	0
	有価証券利息・配当金	2,472
	貸付金利息	22
	その他利息配当金	0
	有価証券売却益	322
	その他運用収益	73
	特別勘定資産運用益	172
	その他経常収益	12
	その他の経常収益	12
	経常費用	27,492
	保険金等支払金	17,389
	保険金	3,046
	年金	0
	給付金	1,137
解約返戻金	12,484	
その他返戻金	512	
再保険料	207	
責任準備金等繰入額	257	
支払備金繰入額	91	
責任準備金繰入額	166	
資産運用費用	1,017	
支払利息	1	
有価証券売却損	240	
金融派生商品費用	525	
為替差損	14	
その他運用費用	235	
事業費	8,082	
その他経常費用	744	
保険金据置支払金	1	
税金	124	
減価償却費	616	
その他の経常費用	1	
経常損失	4,066	
特 別 損 益 の 部	特別利益	147
	不動産動産等処分益	0
	貸倒引当金戻入額	146
	特別損失	50
	不動産動産等処分損	1
価格変動準備金繰入額	48	
その他特別損失	0	
契約者配当準備金戻入額		6
税引前当期純損失		3,963
法人税及び住民税		10
当期純損失		3,974
前期繰越損失		32,418
当期末処理損失		36,392

(損益計算書の注記)

1. 有価証券売却益の主な内訳は、株式等 98 百万円、外国証券 224 百万円であります。
2. 有価証券売却損の主な内訳は、外国証券 240 百万円であります。
3. 金融派生商品費用には為替予約の評価損が 1,147 百万円含まれております。
4. 利息及び配当金等収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0 百万円
有価証券利息・配当金	2,472 百万円
貸付金利息	22 百万円
その他利息配当金	0 百万円
計	2,495 百万円
4. 1 株当たり当期純損失は 4,336 円 04 銭であります。
5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。